

光市公認指導者資格取得経費補助金のお知らせ

■ 公認指導者資格取得経費補助金とは

中学校部活動の地域移行に係る地域クラブ活動団体の指導者として携わる意欲がある方に対して、新たに公認指導者資格を取得するための費用を補助する制度です。

■ 補助金を受けるための要件

令和5年4月1日以降に公認指導者資格を取得し、以下のすべてに該当する方

- (1) 資格取得後において、中学校部活動の地域移行に係る光市地域クラブ活動団体の代表者又は指導者として協力ができる方
- (2) 他の機関等から同一の目的で交付される補助金等を受けていない方
- (3) 職業スポーツ従事者でない方
- (4) 光市内にお住まいで、市税を完納している方

■ 補助金の対象となる資格

- ・公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導者資格
- ・その他公益法人などが認定する指導者資格 ※文化芸術関係も含む

■ 補助対象経費や補助額など

(1) 補助対象経費

- ・資格の取得に係る受講料（テキスト等の購入費を含む）
- ・資格登録料

※交通費や宿泊費などの経費や、資格登録更新料は対象となりません。

(2) 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額（千円未満切捨て）

※上限額50,000円、1人につき1回限り

(3) 交付決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消します。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 交付決定を受けた日から起算して4年以内に、光市地域クラブ活動団体の代表者や指導者として協力ができなくなったとき。

※既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

光市教育委員会 部活動改革推進室

〒743-0011 光市光井九丁目18番3号

TEL 0833-44-7244 FAX 0833-72-2246

bukatsu@edu.city.hikari.lg.jp

光市ホームページ
で詳細を確認して
ください。 ⇒⇒

